

## 天草ゆかりの美術展

熊本県立美術館に所蔵されている美術作品の中から、天草出身や天草に住んだことがある美術家、天草の風物をテーマに描いた画家などの優れた作品を展示します。ぜひご来場ください。

▼とき 11月26日(金)から同28日(日)までの午前9時から午後5時まで。

▼ところ 天草市民センター展示ホール。

※26日(金)の午後1時から県立美術館職員による作品の解説を行います。

※詳細は本庁(別館)・文化課文化振興係(内線2534)へお尋ねください。

## 日本の宝島「天草」NPOセミナーを開催

市では、NPOについて関心のある人やNPO法人の設立を考えている団体などを対象に、日本の宝島「天草」NPOセミナーを開催します。

▼とき 11月4日(木)午後7時から同9時まで。

▼ところ 天草宝島国際交流会館ポルト。

▼内容 NPOについての基礎知識やNPO法人設立にあたってのポイントなどを説明。

▼参加定員 20人(先着順)。

▼申込方法 本庁・男女共同参画室または各支所・総務振興課に備え付けの参加申込書に必要事項を記入し、前日までに同室(課)へ提出してください。なお、参加申込書は市のホームページからも取ることが出来ます。

※詳細は本庁・男女共同参画室男女共同参画係(内線1317)へお尋ねください。

## 農地の売買転用には許可が必要です!

農地を農地として売買、貸借するときは、農業委員会の許可を受けなければなりません。許可を受けずに売買や貸借を行った場合、法律上の効力が生じません。

また、農地を宅地や道路、山林(クスギなどの植林)などに転用するときも、許可が必要です。許可を受けずに転

用すると、県知事から工事の中止命令や原状回復命令が出される場合があります。

▼手続き方法 本庁(別館)・農業委員会事務局または牛深支所・産業振興課、その他の支所・産業建設課に備え付けの申請書に必要事項を記入し同所へ提出してください(申請は毎月5日から10日まで受け付け)。

※申請書は市のホームページからも取ることが出来ます。

※詳細は本庁(別館)・農業委員会事務局(内線2561)へお尋ねください。

## 福連木子守唄&童謡まつり'2010 in 天草

天草町の福連木には、昔、貧しい農家の子どもたちが子守奉公に出て歌っていた子守唄が、現在も「福連木の子守唄」として歌い継がれています。福連木子守唄まつり実行委員会では、伝統ある子守唄を広め、継承していこうと『福連木子守唄&童謡まつり'2010 in 天草』を開催します。

皆さん、ぜひお出かけください。

■とき = 11月7日(日) 午前9時45分から午後3時まで。

■ところ = 福連木子守唄公園。

■内容 = 市内外の保育園児・小学校児童などによる童謡や踊りの披露、天草に伝わる子守唄・童謡の発表、キャラクターショー、物産展など。



【問い合わせ先】 福連木子守唄まつり実行委員会(天草支所・総務振興課内)

## 牛深総合センター開館30周年記念事業

### 「THE WINDS OF GOD」演劇公演

牛深総合センターでは、俳優・今井雅之さん原作の「THE WINDS OF GOD」演劇公演を開催します。若手漫才コンビが突然、昭和20年にタイムスリップする物語で、平和と当時の若者が夢を追いかけて力いっぱい生きる姿を描いています。

■とき = 12月10日(金) 午後7時から。

■ところ = 牛深総合センター大ホール。

■入場料 = 一般1,000円、高校生以下無料。※11月2日(日)販売開始。

■入場券販売 = 牛深総合センター、天草市民センター。



【問い合わせ先】 牛深総合センター ☎ 734191

## 天草南部地区音楽祭を開催します

牛深総合センターでは、「天草南部地区音楽祭」を開催します。牛深・河浦・天草地区の保育所(園)・幼稚園から高校までの、園児や生徒たちによる合唱や吹奏楽、ハイヤ踊りなどが披露されます。入場は無料です。

子どもたちの歌声、演奏などをぜひお聞きください。

■とき = 11月21日(日) 午後1時から。

■ところ = 牛深総合センター大ホール。



【問い合わせ先】

牛深総合センター ☎ 734191

## 「家族介護教室」に参加しませんか

市では、介護のしかたなどについて学ぶ「家族介護教室」を開催します。介護をしている人、介護に興味のある人など、お気軽にご参加ください。

▶日程など = 下記のとおり。

▶参加料 = 無料。

▶申込方法 = 電話で各施設(下記参照)へお申し込みください。※ただし先着順。

※内容の詳細や送迎の有無については、各施設へお尋ねください。



### ◆家族介護教室日程など

開催日	時間	場所	定員	内容	申込締切日	申し込み・問い合わせ先
11月18日(木)	9:30~11:30	御領ふれあいホーム 縁側(五和町)	10人	家庭で役立つ介護方法 ●家庭介護の基本知識 ●認知症の基礎知識と対応	11月15日(日)	ぐるーぷほーむ やすらぎ ☎ 321055
11月27日(土)	15:00~17:00	本渡ケア・ホーム 研修室(下浦町)	10人	●認知症ケアについて	11月19日(金)	グループホーム ると ☎ 221643

## 父子家庭の児童扶養手当申請時期のお知らせ

児童扶養手当の制度改正により、8月1日から父子家庭にも同手当が支給されるようになりました。18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(児童に一定以上の障がいがある場合は20歳未満)にある児童を父が監護し、かつ、生計を同じくしている場合に支給されます。

手当を受給するためには、申請手続きが必要です。支給要件に該当しているかについては、父と面談のうえ申請書をお渡しますので、対象と思われる人は早めにお問い合わせください。

支給要件とは、①父母が婚姻を解消した児童(事実婚含む)②母が死亡した児童(遺族年金などを受給できない場合)③母が政令で定める程度の障がいの状態にある児童④母の生死が明らかでない児童⑤その他(母が1年以上遺棄している児童、母が1年以上拘禁されている児童、母が婚姻によらないで懐胎した児童など)。受給者または児童が公的年金や遺族補償を受けることができる場合、または、児童

が父または母に支給される公的年金の加算対象になっている場合は、児童扶養手当の支給対象になりません。

申請時期については、以下のとおりです。

- 7月31日までに支給要件に該当している人は、11月30日までに申請をすれば、「8月分」から支給されます。
- 8月1日から11月30日までに支給要件に該当した人は、11月30日までに申請をすれば、「要件に該当した日の翌月分」から支給されます。※いずれも11月30日を過ぎると、「申請の翌月分」からの支給になりますので、ご注意ください。

【問い合わせ先】

本庁・子育て支援課子ども福祉係(内線1174) 牛深支所・保健福祉課福祉係/その他の支所・市民生活課保健福祉係